

施設基準等および揭示事項

○歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
(当院は以下の院内感染防止対策を実施しています)

- 1, 口腔内で使用する歯科医療機器について、患者ごとの交換や、専用機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じていること。
- 2, 感染症患者に対する歯科診療を円滑に実施する体制を確保していること。
- 3, 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策および新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。
- 4, 職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策および新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施していること。
- 5, 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内揭示を行っていること。
- 6, 年に1回、院内感染防止対策の実施状況等について、様式2の7により地方厚生(支)局長に報告していること。

○医療情報取得加算
(当院は以下の体制を有しています)

- 1, オンライン資格確認を行う体制を有していること。
- 2, 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。

○明細書発行体制等加算
(当院は以下を実施しています)

- 1, 算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付していること。

※他施設基準

- ・ 歯科治療時医療管理料
- ・ 在宅療養支援歯科診療所1
- ・ 在宅患者歯科治療時医療管理料
- ・ 歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算
- ・ CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1)

※他選定療養

- ・ 金属床による総義歯の提供に関する事項 コバルトクロム合金 上顎：250,000円
下顎：250,000円